

議案第 6 9 号

杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の旅費に関する条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 旅費の種目及び内容

第 1 節 通則（第 8 条）

第 2 節 交通費（第 9 条—第 1 2 条）

第 3 節 宿泊費等（第 1 3 条—第 1 5 条）

第 4 節 転居費等（第 1 6 条—第 1 8 条）

第 5 節 その他の種目（第 1 9 条・第 2 0 条）

第 3 章 雑則（第 2 1 条—第 2 7 条）

附則

第 2 条第 1 項第 3 号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第 4 号中「杉並区」の次に「（以下「区」という。）」を加え、同項第 5 号中「若しくはその扶養親族」を削り、「本拠地」を「本拠」に改め、同項第 6 号及び第 7 号を次のように改める。

（6）遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しな

い者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した２者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める２者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（７） 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第６条の４第１項に規定する旅行者をいう。）その他の任命権者が定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、区と旅行役務提供契約（旅行者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第７項において同じ。）を締結したものをいう。

第２条第１項中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８） 家族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第２条第２項及び第３項を削る。

第３条第４項中「杉並区」を「区」に改め、同条第５項中「者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に」を「者が、」に、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他任命権者が定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額」を「なる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるもの」に改め、同条第６項中「できる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は」を「できる者が、旅行中に、」に、「やむを得ない」を「任命権者が定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同条に次の１項を加える。

７ 第１項、第２項、第４項及び第５項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を

旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「（取消しを含む。以下同じ。）」を削る。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「によつて」を「により」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第13条までを削る。

第13条の2第1項中「旅行者又は」を「旅行者若しくは」に改め、「もの」の次に「又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第7条とする。

第2章及び第3章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必

要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最下級の直近上位の級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 座席指定料金

（3） 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

（1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

（2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（3） 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行にあつては一夜につき2,400円、外国旅行にあつては一夜につき5,400円を超えない範囲内で任命権者が定める額とする。

第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任（内国旅行に限る。以下同じ。）に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許

可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の旅費の種目として支給を受ける費用その他の旅費又は旅費に相当する金額として支給することが適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。）の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等となつた日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について支給するものであつて、次に掲げる旅費とする。

(1) 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となつた日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となつた日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、次に掲げる旅費とする。

(1) 第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅

費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費

(3) 第3条第2項第5号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給す

ることとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）

第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第4章を削る。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区職員の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）第3条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。)以後に職員が退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に職員が退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の杉並区職員の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 改正後の旅費条例第26条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

5 杉並区長等の給与等に関する条例(昭和32年杉並区条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第2項中「種類」を「種目及びその内容」に、「により、その額は、別表第2による」を「による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

第4条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

6 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年杉並区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に、「その額」を「その内容」に、「杉並区長等の給与等に

関する条例（昭和３２年杉並区条例第１５号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする」を「杉並区職員の旅費に関する条例（昭和５０年杉並区条例第１０号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅費条例第９条第１項中「第２号から第６号まで」とあるのは「第３号及び第６号」と、第１０条第１項中「第２号から第５号まで」とあるのは「第３号及び第５号」と、第１３条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき１万９，０００円、外国旅行にあつては一夜につき５万９，０００円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

第７条第３項中「杉並区職員の旅費に関する条例（昭和５０年杉並区条例第１０号）」を「旅費条例」に改める。

- ７ 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和５４年杉並区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「種類」を「種目及びその内容」に、「により、その額は、旅費条例中６級の職務にある者の旅費相当額とする」を「による」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅費条例第９条第１項中「第２号から第６号まで」とあるのは「第３号及び第６号」と、第１０条第１項中「第２号から第５号まで」とあるのは「第３号及び第５号」と、第１３条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき１万９，０００円、外国旅行にあつては一夜につき５万９，０００円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

- ８ 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成３年杉並区条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊

手当及び渡航雑費」に、「その額」を「その内容」に、「中 6 級の職務にある者の旅費相当額とする」を「の適用を受ける職員の例による」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅費条例第 9 条第 1 項中「第 2 号から第 6 号まで」とあるのは「第 3 号及び第 6 号」と、第 10 条第 1 項中「第 2 号から第 5 号まで」とあるのは「第 3 号及び第 5 号」と、第 13 条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき 1 万 9, 000 円、外国旅行にあつては一夜につき 5 万 9, 000 円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

- 9 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年杉並区条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「・船賃・航空賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料」を「、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

- 10 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年杉並区条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に、「その額」を「その内容」に、「杉並区長等の給与等に関する条例（昭和 32 年杉並区条例第 15 号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする」を「杉並区職員の旅費に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 10 号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、旅費条例第 9 条第 1 項中「第 2 号から第 6 号まで」とあるのは「第 3 号及び第 6 号」と、第 10 条第 1 項中「第 2 号から第 5 号まで」とあるのは「第 3 号及び第 5 号」と、第 13 条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき 1 万 9, 000 円、外国旅行にあつては一夜につき 5 万 9, 000 円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につ

き国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

第5条第3項中「杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号）」を「旅費条例」に改める。

- 1 1 杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して出頭し、又は公聴会に参加した場合においては、支給しない。

第3条第2項中「種類」を「種目」に、「・船賃・航空賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は旅行雑費を6,000円、その他について」を「・船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種とし、その額」に改め、同条第3項ただし書を削る。

- 1 2 杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年杉並区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「・船賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料」を「・船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「その額は」を「その額は、」に改める。

- 1 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

- 1 4 杉並区建築審査会条例（昭和58年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は旅行雑費を6,000円、その他について」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種とし、その額」に改め、同条第3項ただし書を削る。

15 改正後の旅費条例、附則第5項の規定による改正後の杉並区長等の給与等に関する条例、附則第6項の規定による改正後の杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、附則第7項の規定による改正後の杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、附則第8項の規定による改正後の杉並区監査委員の給与等に関する条例、附則第9項の規定による改正後の杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第10項の規定による改正後の杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第11項の規定による改正後の杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例、附則第12項の規定による改正後の杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第13項の規定による改正後の杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例及び前項の規定による改正後の杉並区建築審査会条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

職員に支給する旅費の種目及びその内容を改める等の必要がある。

杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条—第7条）</u> <u>第2章 旅費の種目及び内容</u> <u>第1節 通則（第8条）</u> <u>第2節 交通費（第9条—第12条）</u> <u>第3節 宿泊費等（第13条—第15条）</u> <u>第4節 転居費等（第16条—第18条）</u> <u>第5節 その他の種目（第19条・第20条）</u> <u>第3章 雑則（第21条—第27条）</u> <u>附則</u> （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）及び（2） 略 （3） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令	<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条—第13条の2）</u> <u>第2章 内国旅行の旅費（第14条—第27条の2）</u> <u>第3章 外国旅行の旅費（第28条—第36条の2）</u> <u>第4章 雑則（第37条—第39条）</u> <u>附則</u> （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）及び（2） 略 （3） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については 、その住所又は居所

権者が認める場所) を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任 杉並区(以下「区」という。)の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員若しくは任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行し、又は住所若しくは居所を移転する者で任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められたものが、移転のため旅行することをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の本拠となる地に旅行することをいう。

(6) 遺族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互

) を離れて旅行することをいう。

(4) 赴任 杉並区の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員若しくは任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行し、又は住所若しくは居所を移転する者で任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められたものが、移転のため旅行することをいう。

(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。

(6) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であ

いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（7） 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の任命権者が定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、区と旅行役務提供契約（旅行業者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（8） 家族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員

り、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

（7） 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

と生計を一にするものをいう。

(9) 略

(旅費の支給)

第3条 略

2及び3 略

(8) 略

2 この条例において「何級の職務」という場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）第5条第1項第1号アに規定する行政職給料表（一）（以下「行政職給料表（一）」という。）により定められた当該級の職務をいい、行政職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）第7条に規定する給料表の適用を受ける者及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）第6条に規定する給料表の適用を受ける者については、任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域（特別区の存する区域にあつてはその全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、別表第1に定める地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2及び3 略

4 職員が、区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、

次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他任命権者が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額
のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中

天災その他任命権者が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一

4 職員が、杉並区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者

（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され

、又は死亡した場合において
、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額

を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者

（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一

部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者
_____の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更_____する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額
_____を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 及び 5 略

4 及び 5 略

(旅費の種類)

第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、実費額により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、実費額により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、実費額により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ 1 キロメートル当たりの定額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ 1 日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、内国旅行のうち近接地内の旅行にあつては実費額により、その他の旅行にあつては路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて 計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により 旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

居所の移転について、定額により支給する。

1 1 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

1 2 渡航手数料は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

1 3 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は _____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超

える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 削除

第11条 1日の旅行において、旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について、定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中において、職務の級の変更があつたときは、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第13条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。

（旅費の請求及び精算）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給

（旅費の請求及び精算）

第13条の2 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者又は概算払に係る旅費の支給

を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「必要書類」という。）を当該旅費又は当該金額の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、必要書類を提出しなかつたためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 略

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

（鉄道賃）

を受けた旅行者でその精算をしようとするもの _____

は、請求又は精算に必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「必要書類」という。）を当該旅費 _____ の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額 _____ のうち、必要書類を提出しなかつたためその旅費 _____ の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給 _____ を受けることができない。

2～4 略

第2章 内国旅行の旅費

（近接地内旅費）

第14条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。

- （1） 鉄道賃、船賃及び車賃
- （2） 引き続く3時間以上の旅行の場合には、1日につき200円を超えない範囲内において、任命権者が定める額の旅行雑費
- （3） 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合

第 9 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法

（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第 1 2 条第 1 項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃（2） 急行料金（3） 寝台料金（4） 座席指定料金（5） 特別車両料金（6） 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が 3 以上に区分された鉄道により移動する場合に

には次に規定する宿泊料

ア 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合には、第 2 3 条第 1 項の食卓料定額に相当する額

イ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第 2 の宿泊料定額の範囲内の実費額

（4） 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所若しくは居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所若しくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第 2 の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合には、その 2 分の 1 に相当する額）の範囲内における実費額の移転料

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりホテル、旅館等（区内の区立施設を除く。）に宿泊する場合の旅行雑費は、6 0 0 円の定額とする。

第 1 5 条 削除（近接地外旅費）

第 1 6 条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手

は、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最下級の直近上位の級)、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶

当及び扶養親族移転料とする。

(鉄道賃)

第17条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

(1) 乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(3) 公務上の必要により寝台車を利用する場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金

(4) 公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合には、前3号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場

により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。 <u>（航空賃）</u> <u>第11条</u> 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 （1） 運賃 （2） 座席指定料金 （3） 前2号に掲げる費用に付随する費用 <u>2</u> 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。	合に限り、支給する。 （1） 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの （2） 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの <u>3</u> 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。 <u>（船賃）</u> <u>第18条</u> 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。 （1） 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃 （2） 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃 （3） 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃 （4） 公務上の必要により別に寝台料
---	--

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で賃

金を必要とする場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金

(5) 公務上の必要により第3号に規定する船舶で特別船室を利用する場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の直近下位の級の運賃による。

(航空賃)

第19条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

(車賃)

第20条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき20円とする。

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを

<u>し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u> <u>（４） 前３号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>２ 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u>	<u>切り捨てる。</u> <u>（旅行雑費）</u> <u>第２１条 旅行雑費の額は、１日につき</u> <u>２、２００円の定額による。</u> <u>２ 宿泊を要しない旅行の場合における旅行雑費の額は、前項の規定にかかわらず、６００円の定額とする。</u> <u>（宿泊料）</u> <u>第２２条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第２の定額による。</u> <u>２ 宿泊料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に宿泊費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り、支給する。</u>
<u>第３節 宿泊費等</u> <u>（宿泊費）</u> <u>第１３条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき１万９、０００円、外国旅行にあつては一夜につき５万９、０００円を超えない範囲内で任命権者が定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u>	<u>（食卓料）</u> <u>第２３条 食卓料の額は、１夜につき</u> <u>２、４００円の定額による。</u> <u>２ 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u>
<u>（包括宿泊費）</u> <u>第１４条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u>	<u>（移転料）</u> <u>第２４条 移転料の額は、次に規定する額による。</u> <u>（１） 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第２の定額によ</u>

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行にあつては一夜につき2,400円、外国旅行にあつては一夜につき5,400円を超えない範囲内で任命権者が定める額とする。

第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任（内国旅行に限る。以下同じ。）に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸

る額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第25条 着後手当の額は、第21条第1項の旅行雑費定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第2の宿泊料定額の5夜分に相当する額によ

し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の旅費の種目として支給を受ける費用その他の旅費又は旅費に相当する金額として支給することが適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居

る。

(扶養親族移転料)

第26条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額（3歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。）並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごと

している者に限る。以下この条において同じ。)の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目 (渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

にその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の実費額の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第24条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(退職者等の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となつた日(以下「退職

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする。

等の日」という。）にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第27条の2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から居住地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場

第 3 章 雑則
(退職者等の旅費)

第 2 1 条 第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定により支給する旅費は、退職等となつた日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について支給するものであつて、次に掲げる旅費とする。

(1) 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となつた日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となつた日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した

合には、年長者を先にする。

3 第 3 条第 2 項第 3 号の規定により支給する旅費は、第 2 6 条第 1 項第 1 号の規定に準じて計算した居住地から居住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第 3 章 外国旅行の旅費
(本邦通過の場合の旅費)

第 2 8 条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの旅行雑費及び食卓料又は本邦に到着した日までの旅行雑費及び食卓料については、本章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第 2 9 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を 3 以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、

旅費

(2) 第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)は、次に掲げる旅費とする。

(1) 第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃

ア 5級以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 4級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃

(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、急行料金又は寝台料金

(船賃)

第30条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区

イ 職員が赴任中に死亡した場合に
は、アに掲げる旅費のほか、赴任
の例に準じ、職員が死亡地から新
居住地に旅行するものとして計算
した旅費

(2) 第3条第2項第3号の規定によ
り旅費を支給する場合には、出張の
例に準じ、職員が遺族の居住地から
帰住地（外国に帰住する場合には、
本邦における外国への出発地）に旅
行するものとして計算した旅費

(3) 第3条第2項第5号の規定によ
り旅費を支給する場合には、出張の
例に準じ、職員が遺族の居住地と死
亡地との間を往復するものとして計
算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支
給を受ける順位は、第2条第6号に掲
げる順序により、同順位者がある場合
には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びそ
の他の交通費（第12条第1項ただし
書に規定する場合を除く。）（家族移
転費のうちこれらに相当する部分を含
む。）に係る旅費の支給額は、第9条
第1項各号、第10条第1項各号、第
11条第1項各号及び第12条第1項
各号に掲げる各費用について、当該各

分する船舶による旅行の場合には、
次に規定する運賃の範囲内で任命権
者が定める運賃（最下級の運賃によ
る場合を除く。）

ア 運賃の等級を2以上の階級に区
分する船舶による旅行の場合に
は、最上級の運賃

イ アの最上級の運賃を更に4以上
に区分する船舶による旅行の場合
には、5級以上の職務にある者に
ついては最上級の直近下位の級の
運賃、4級以下の職務にある者に
ついては5級以上の職務にある者
について定める運賃の級の直近下
位の級の運賃

ウ アの最上級の運賃を更に3に区
分する船舶による旅行の場合に
は、5級以上の職務にある者につ
いては中級の運賃、4級以下の職
務にある者については下級の運賃

エ アの最上級の運賃を更に2に区
分する船舶による旅行の場合に
は、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶によ
る旅行の場合には、その乗船に要す
る運賃

(3) 公務上の必要により、あらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の
運賃を必要とする船室を利用した場

<u>条及び第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u>	<u>合には、前 2 号に規定する運賃のほか、その船室の利用に要した運賃</u> <u>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、寝台料金</u> <u>(航空賃及び車賃)</u>
<u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 6 条、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条第 1 項及び第 1 9 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u>	<u>第 3 1 条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）の範囲内の実費額による。</u>
<u>(旅費の調整)</u>	<u>(1) 運賃の等級を 2 以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃</u>
<u>第 2 4 条 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u>	<u>(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u>
<u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は</u>	<u>(3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃</u>
	<u>2 車賃の額は、実費額による。</u> <u>(旅行雑費、宿泊料及び食卓料)</u>
	<u>第 3 2 条 旅行雑費及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第 3 の定額による。</u>
	<u>2 食卓料の額は、別表第 3 の定額による。</u>
	<u>3 第 2 2 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及</u>

当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者がその後においてその者に対し

び食卓料について準用する。

第33条 削除

(渡航手数料)

第34条 渡航手数料の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第35条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、別表第3の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第27条の2第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 遺族が前2項に規定する死亡手当の支給を受ける順位は、第27条の2第2項の規定を準用する。

(外国の同一地域内旅行の旅費)

第36条 外国の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃又は車賃を要する

支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

場合で、その実費額が、当該旅行について支給される旅行雑費額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第36条の2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知つた日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの退職等を知つた日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の旅行雑費及び宿泊料。ただし、旅行雑費については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その退職等を知つた日にいた地が本邦である場合において、

同号の規定により支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、第27条第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第37条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第38条 旅行命令権者は、職員につい

て労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

（委任）

第39条 この条例に定めがあるもののほか、実施上必要な事項は、任命権者が定める。

附則第5項による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（給料及びその他の給与） 第2条 区長等の給料の額は、<u>別表</u>によることとし、その他の給与として地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。 （旅費） 第3条 略 2 旅費の<u>種目及びその内容</u>は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年	（給料及びその他の給与） 第2条 区長等の給料の額は、<u>別表第1</u>によることとし、その他の給与として地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。 （旅費） 第3条 略 2 旅費の<u>種類</u>は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年

杉並区条例第 10 号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員の例による

。ただし、旅費条例第 9 条第 1 項中「第 2 号から第 6 号まで」とあるのは「第 3 号及び第 6 号」と、第 10 条第 1 項中「第 2 号から第 5 号まで」とあるのは「第 3 号及び第 5 号」と、第 13 条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき 1 万 9,000 円、外国旅行にあつては一夜につき 5 万 9,000 円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

（給料、地域手当、通勤手当及び旅費の支給方法等）

第 4 条 略

2 地域手当の月額、別表 1 に規定する給料の月額（以下「給料月額」という。）に 100 分の 14.5 を乗じて得た額とする。

3 略

杉並区条例第 10 号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員の例により、その額は、別表第 2 による。

（給料、地域手当、通勤手当及び旅費の支給方法等）

第 4 条 略

2 地域手当の月額、別表第 1 に規定する給料の月額（以下「給料月額」という。）に 100 分の 14.5 を乗じて得た額とする。

3 略

附則第 6 項による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(費用弁償) 第7条 略 2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種とし、その内容は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。</u> 3 旅費の支給方法は、<u>旅費条例</u> <u>の適用を受ける職員の例</u>	(費用弁償) 第7条 略 2 費用弁償_____は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料</u>_____の8種とし、<u>その額は、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする_____。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、杉並区長等の給与等に関する条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額とする。</u> 3 旅費の支給方法は、<u>杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号）の適用を受ける職員の例</u>

による。

による。

附則第7項による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（旅費） 第5条 略 2 旅費の<u>種目及びその内容</u>は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の<u>例による</u> _____。 <u>ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。</u>	（旅費） 第5条 略 2 旅費の<u>種類</u>_____は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の<u>例により、その額は、旅費条例中6級の職務にある者の旅費相当額とする。</u> <u>ただし、内国旅行に係る旅費の額については、旅費条例第17条第1項第4号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合」と、第18条第1項第5号中「公務上の必要により第3号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合」と、第21条第1項中「2,200円」とあるのは「3,000円」と、第23条第1項中「2,400円」とあるのは「3,</u>

〇〇〇円」と、別表第2中「13, 1
〇〇円」とあるのは「14, 800
円」と、「11, 800円」とあるの
は「13, 300円」として、これら
の規定を適用する。

附則第8項による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（旅費及び費用弁償） 第3条 略 2 旅費又は費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、</u> <u>宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡</u> <u>航雑費の8種とし、その内容は、杉並</u> <u>区職員の旅費に関する条例（昭和50</u> <u>年杉並区条例第10号。以下「旅費条</u> <u>例」という。）の適用を受ける職員の</u> <u>例による</u>。ただし、旅費条 例第9条第1項中「第2号から第6号 まで」とあるのは「第3号及び第6 号」と、第10条第1項中「第2号か ら第5号まで」とあるのは「第3号及 び第5号」と、第13条中「地域の実 情を勘案して、内国旅行にあつては一 夜につき1万9,000円、外国旅行 にあつては一夜につき5万9,000 円を超えない範囲内で任命権者が定め る額」とあるのは「国の職員につき国	（旅費及び費用弁償） 第3条 略 2 旅費又は費用弁償_____は、鉄道 賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、</u> <u>宿泊料、食卓料及び渡航手数料</u> _____の8種とし、<u>その額は、杉並</u> <u>区職員の旅費に関する条例（昭和50</u> <u>年杉並区条例第10号。以下「旅費条</u> <u>例」という。）中6級の職務にある者</u> <u>の旅費相当額とする。ただし、内国旅</u> <u>行に係る旅費の額については、旅費条</u> <u>例第17条第1項第4号中「公務上の</u> <u>必要により特別車両料金を徴する客車</u> <u>を利用する場合」とあるのは「特別車</u> <u>両料金を徴する客車を運行する路線に</u> <u>よる旅行をする場合」と、第18条第</u> <u>1項第5号中「公務上の必要により第</u> <u>3号に規定する船舶で特別船室を利用</u> <u>する場合」とあるのは「第3号の規定</u> <u>に該当する船舶で特別船室料金を徴す</u>

家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

るものを運行する航路による旅行をする場合」と、第21条第1項中「2,200円」とあるのは「3,000円」と、第23条第1項中「2,400円」とあるのは「3,000円」と、別表第2中「13,100円」とあるのは「14,800円」と、「11,800円」とあるのは「13,300円」として、これらの規定を適用する。

附則第9項による改正（杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（費用弁償） 第4条 略 2 費用弁償<u>の種目</u>は、鉄道賃、船賃、<u>航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>の7種とし、その額は、次に定めるところによる。 （1）及び（2） 略	（費用弁償） 第4条 略 2 費用弁償_____は、鉄道賃・船賃・<u>航空賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料</u>_____の7種とし、その額は、次に定めるところによる。 （1）及び（2） 略

附則第10項による改正（杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（費用弁償） 第5条 略	（費用弁償） 第5条 略

2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種とし、その内容は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

3 旅費の支給方法は、旅費条例

_____の適用を受ける職員の例

による。

2 費用弁償_____は、鉄道賃、船賃、
航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食
卓料及び渡航手数料_____の8
種とし、その額は、杉並区長等の給
与等に関する条例（昭和32年杉並区
条例第15号）の規定により副区長が
受けるべき額に相当する額とする

3 旅費の支給方法は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号）の適用を受ける職員の例による。

附則第 11 項による改正（杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(費用弁償) 第3条 参考人等が出頭し、又は公聴会に参加したときは、その費用を弁償する。<u>ただし、区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して出頭し、又は公聴会に参加した場合においては、支給しない。</u> 2 費用弁償の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。 3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。	(費用弁償) 第3条 参考人等が出頭し、又は公聴会に参加したときは、その費用を弁償する。 2 費用弁償の<u>種類</u>は、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は旅行雑費を6,000円、その他については、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。 3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。<u>ただし、旅行雑費の減額に関する規定は、適用しない。</u>

附則第12項による改正（杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(費用弁償) 第3条 略 2 前項の費用弁償の<u>種目</u>は、鉄道賃、	(費用弁償) 第3条 略 2 前項の費用弁償_____は、鉄道賃・

船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の6種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例
(昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける者の旅費相当額とする。

船賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料の6種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例
(昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける者の旅費相当額とする。

附則第13項による改正（杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(費用弁償) 第4条 略 2 費用弁償<u>の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例</u>(昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける者の旅費相当額とする。 3 略	(費用弁償) 第4条 略 2 費用弁償_____は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料</u>_____の7種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例(昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける者の旅費相当額とする。 3 略

附則第14項による改正（杉並区建築審査会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(委員以外の者の費用弁償等) 第7条 略 2 費用弁償<u>の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包</u>	(委員以外の者の費用弁償等) 第7条 略 2 費用弁償_____は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費、宿泊料及び</u>

<u>括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の 8 種とし、その額</u> は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 10 号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。 3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。 4 略	<u>食卓料の 7 種とし、その額は旅行雑費を 6, 000 円、その他については、</u>杉並区職員の旅費に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 10 号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。 3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。<u>ただし、旅行雑費の減額に関する規定は、適用しない。</u> 4 略
---	---